

# 第1回定例会

平成26年度一般会計並びに4特別会計予算を可決（総額69億577万円）

- ・定住促進対策事業（3960万円）
- ・国営樺戸地区土地改良事業地元負担繰上償還事業（10億6101万6千円）

平成26年第1回定例会は3月10日開会し、一般質問に3議員が登壇。平成25年度補正予算4件、平成26年度一般会計予算並びに4特別会計予算、条例の制定4件、条例の一部改正4件、指定管理者の指定1件、財産の無償貸付け1件等について審議し、原案を可決承認し、3月20日に閉会した。

## 条例制定

▼新十津川町定住促進条例の制定

・町内外の人が新築又は中古住宅を購入し、定住する際、各条件に基づいて最高200万円まで助成する。加えて同一世帯の中学生までの子ども1人に対し15万円相当の商品券を交付する。

▼新十津川町債権管理に関する条例の制定

・町の債権に関し、管理及び徴収手続きにおいて債権管理の適正化を図る。

## 条例の改正

▼新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正

・共同賃貸住宅建設に対する助成要件の内、1戸当たりの広さを40㎡から25㎡に緩和する。

## 意見書採択

▼町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定した。

【施設名】新十津川町新規就農者技術修得センター  
 【指定管理者となる団体】ピンネ農業協同組合  
 【指定期間】

平成26年4月1日から  
平成28年3月31日まで

## 財産の貸付け

▼町は財産の有効活用を図るため町有財産を無償で貸し付ける。

【貸付けする財産】

新十津川町字中央86番地51宅地600㎡  
 集合住宅239・68㎡コンクリートブロック造2階建  
 【貸付けの相手】ピンネ農業協同組合

【貸付けの期間】

平成26年4月1日から  
平成36年3月31日まで

## 平成25年度補正予算

〔一般会計〕

平成25年度一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ4億842万9千円を追加し、総額をそれぞれ56億1350万円とした。

主な補正は次のとおり。

▼総務費

・公共施設整備基金積立金 4億5千万円  
 （行政区会館等整備のための積立金）

▼民生費

・保育園管理運営事業 △700万円  
 （入園者数の減少）

▼衛生費

・子宮頸がんワクチン予防接種事業 △312万円  
 （国の指導により積極的勧奨を中止したため）

▼農林水産業費

・経営体育成基盤整備事業（C地区） 2818万6千円  
 （農地の面的集積）

▼土木費

・橋りょう整備事業費 2300万円  
 （橋りょう長寿命化対策）

▼消防費

・滝川地区広域消防事務組合負担金 △1184万6千円  
 （負担金減少のため）

▼公債費

・地方債償還元金 6510万円  
 （町債の繰上償還）

【国民健康保険特別会計】

歳入歳出それぞれ1554万1千円を追加し、総額を3億3891万6千円とした。

主な補正は次のとおり。

・国民健康保険事業基金積立金 1548万7千円  
 （余剰見込額を基金に積立）

【後期高齢者医療特別会計】

歳入歳出それぞれ294万8千円を追加し、総額を9748万8千円とした。

主な補正は次のとおり。

・後期高齢者医療広域連合負担金 294万8千円  
 （広域連合負担金の精査）

【下水道事業特別会計】

歳入歳出それぞれ302万円を減額し、総額を1億8533万5千円とした。

主な補正は次のとおり。

・下水道維持費 △195万9千円  
 （維持管理費の減少）